

神戸市建築基準法施行細則(抜粋)

(角敷地等)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地(第11号にあつては、法第53条第3項第1号に該当するため同項の規定の適用を受けるものを除く。)とする。

- (1) 内角120度以下の2つの道路によつてできた角敷地で、その敷地周囲の延長の4分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、その面積が300平方メートル以下のもの
- (2) 各幅員が4メートル以上、その和が12メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角敷地で、その敷地周囲の延長の4分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの(前号に該当するものを除く。)
- (3) 各幅員が6メートル以上、その和が20メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がそれらの道路に接するもの(前2号に該当するものを除く。)
- (4) 各幅員が4メートル以上、その和が12メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角敷地の面積が300平方メートル以下である場合において、その敷地に隣接する敷地で、その敷地周囲の延長の4分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (5) 2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、その面積が300平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員が4メートル以上、その和が10メートル以上の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの(前号に該当するものを除く。)
- (7) 各幅員が6メートル以上、その和が20メートル以上の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の2分の1以上がそれらの道路に接するもの(前2号に該当するものを除く。)
- (8) 2つに区分することによつて、それぞれが前各号(第3号及び前号を除く。)のいずれかに該当することとなる敷地
- (9) 公園、広場、川、海、軌道敷地等(都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に基づく地区施設(以下この条において「地区施設」という。))を除く。)に接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの
- (10) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)第26条第1項の規定の適用を受ける敷地で市長が指定した地区施設を含むもののうち、その敷地から地区施設となる部分を除いた部分の周囲の延長の4分の1以上が地区施設及び道路に接し、かつ、その敷地の面積が100平方メートル以下のもの
- (11) 防火地域又は準防火地域内にある法第68条の2第1項に規定する地区計画等の区域内にあり、かつ、次のいずれかに該当することにより市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて指定した区域内にある道路又は公園、広場、川、海、軌道敷地等で区画された一団の土地が前各号(第4号及び前号を除く。以下この号において同じ。)のいずれかに該当することとなるものの一部を成す敷地(前各号に該当するものを除き、並びに令第136条の9に

定める簡易な構造の建築物又は建築物の部分を除き，耐火建築物，準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(9)までに定める構造方法（同号イ(9)にあつては，ただし書に規定する構造に限る。）を用いる建築物が建築されるもの並びにイに該当することにより市長が安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めて指定した区域内にあるものにあつては土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項に規定する仮換地又はその一部に係るものに限る。）

ア 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第26条第1項の規定により，壁面の位置の制限として定められた外壁等の面から幅員が12メートル未満の道路に係る道路境界線までの距離が定められている区域であること。

イ 土地区画整理事業の施行地区内にある区域であつて，当該区域内に存するすべての土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第9条第3号に規定する区画道路の幅員が4メートルを超えているものであること。

2 前項第11号の場合においては，当該壁面の位置の制限として定められた外壁等の面から道路境界線までの距離であつて最低限度であるものは，同項各号（第4号及び第10号を除く。）の幅員に算入することができる。